

県民意見提出制度による意見とそれに対する県警察の考え方

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正（骨子案）

| No. | 該当箇所 | 意見内容 | 意見数 | 意見に対する県警察の考え方 |
|-----|-----------------------|---|-----|--|
| 1 | 盗撮目的で撮影機器等を人に向ける行為の規制 | 盗撮目的で撮影機器等を人に向ける行為の規制に反対（撮影機器を向けただけで違反となるおそれがある。盗撮目的かどうかは取締機関の恣意的な判断がなされるのではないか。） | 1 | <p>「その他」</p> <p>今回の条例改正により、新たな違反行為とする写真機等に向ける行為につきましては、下着や裸体等を撮影する目的が必要となります。単に容姿を撮影するために写真機等を人に向ける行為は規制対象外となります。</p> <p>この条例の適用に当たっては、個人の権利を不当に侵害しないよう留意するとともに、警察官への指導・教養を徹底し、適正な執行に努めてまいります。</p> |